

【中河内医療圏】

二次救急医療体制

〔平成29年12月7日時点〕

表4-5-2 二次救急医療機関

所在地	医療機関名	診療科目																				備考																					
		固定・通年制										輪番制・非通年制																															
		内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	神経内科	外科	心臓血管外科	呼吸器外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	形成外科	小児科	新生児科	産科	婦人科	泌尿器科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	口腔外科	精神科	産婦人科	内科	循環器内科	呼吸器内科	消化器内科	外科	心臓血管外科	消化器外科	脳神経外科	整形外科	小児科	泌尿器科	眼科	耳鼻咽喉科	精神科	産婦人科				
八尾市	貴島病院本院																								月～金																		
	八尾徳洲会総合病院	○					○				○	○																															
	厚生会第一病院										○	○																															
	医真会八尾総合病院	○					○				○																																
	八尾市立病院	○					○																																		火土		
	東朋八尾病院						○																																				
柏原市	国分病院																																								○		
	市立柏原病院	○																																							木		
東大阪市	喜馬病院						○				○																																
	八戸の里病院						○				○																																
	池田病院	○					○				○																																
	若草第一病院	○	○	○			○				○	○																														火第1・4土	
	河内総合病院		○				○	○			○	○															月～金第2・4土～日														月木		
	石切生喜病院	○	○				○				○	○																															
	恵生会病院	○																																									
	阪本病院																																									○	
	市立東大阪医療センター	○																																								水金日	
	東大阪山路病院	○																																									
小阪病院																																									○		

輪番制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科について、特定日のみ診療する体制のことです。

非通年制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科以外の診療科目について、特定日のみ診療する体制のことです。

【非通年制導入の経緯】

二次救急医療体制のうち、一部（小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科）を除く診療科目については、従来、24時間365日の体制確保（固定・通年制）が救急医療の原則として救急告示医療機関の認定要件としてきましたが、昨今の医療を取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成20年度の認定（12月7日）以降は、それらの科目について「固定・通年制」の体制が確保できない場合、「非通年制」（1週間につき1日以上又は年間50日以上において、特定の曜日等での24時間体制の確保による協力が可能な場合）として、救急告示医療機関の認定を行うこととしています。

※精神科の救急病院を受診希望の方は、おおさか精神科救急ダイヤル（0570-01-5000）にご連絡下さい。

【中河内医療圏】

三次救急医療体制

〔平成29年12月7日時点〕

表4-5-3 三次救急医療機関

所在地	医療機関名	病床数	区分	備考
東大阪市	大阪府立中河内救命救急センター	30		

※「区分」欄の「高」は、高度救命救急センター。